

北広島市 中小企業者等家賃支援金 募集要項(令和3年1月15日改正)

支援金の概要

■趣旨

北広島市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う緊急事態宣言等により、売上が急減した中小企業者等の事業継続を支えるため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、国の家賃支援給付金の対象外であり、事業所の賃借人である事業者には支援金を支給します。

■支給額

事業所数	支給額
1事業所	支払賃料×1/3×6か月分（上限20万円）
複数事業所	支払賃料×1/3×6か月分（上限30万円）

※事業所は北広島市内に所在し、令和2年3月31日時点で有効な賃貸借契約を結んでいる必要があります。

※賃貸借契約書内に賃料とあわせて共益費、管理費が規定されている場合は、共益費、管理費も支給の対象額に含みます。

■事業内容

以下のすべての支給要件を満たしている事業者が支給の対象となります。

	支給要件	
	法人	個人事業主
①	資本金が10億円未満、または、資本金の定めがない場合は常時使用の従業員の数が2,000人以下の中堅企業、中小企業、小規模事業者である。※ ¹	—
②	北広島市内に本店※ ² 及び事業所がある。	北広島市内に事業所がある。
③	令和2年3月31日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある。	
④	令和2年5月から12月までの間で、新型コロナウイルス感染症等の影響により、売上への影響が最も大きい月について、前年同月比の売上が20%以上50%未満の減少率である。	
⑤	他人の土地・建物を自身の事業のために直接占有し、使用している対価として、賃料の支払いを行っている。※ ³	
⑥	国の「家賃支援給付金」の支給対象外である。	

※1 医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人も含みます。

※2 法人の場合は、法人登記上の本店を北広島市内としている必要があります。

※3 借地の賃料も対象です。(例：駐車場、資材置き場等)

■国の家賃支援給付金の支給対象外の考え方

申請手続きの有無にかかわらず、支給要件の対象外となっている必要があります。

■複数事業所の考え方

補助対象事業所が北広島市内に複数ある必要があります。自己所有の事業所や、下記の給付対象とならない賃貸借契約の事業所は事業所数に含めません。

■給付の対象とならない賃貸借契約

- ① 転貸（又貸し）を目的とした取引
- ② 賃貸借契約の貸主と借主が実質的に同一人物の取引（自己取引）
- ③ 賃貸借契約の貸主と借主が配偶者または一親等以内の取引（親族間取引）

■売上高の比較について

- ① 令和元年12月以前に開業している事業者
令和2年5月以降で売上への影響が最も大きい月と、前年同月の売上を比較します。
- ② 令和元年に開業した事業者で、前年同月の比較月時点で未開業【例1】の事業者
令和2年5月以降で売上への影響が最も大きい月の前年同月時点で、事業を開始していない場合については、令和元年中の月平均の売上と比較します。月の途中で開業している場合は、「日平均売上×営業日」を月売上とみなします。

【例1】令和元年11月1日開業

令和元年11月売上：20万円、令和元年12月売上：30万円、

令和2年5月売上(影響が最大の月)：15万円

令和元年5月時点で未開業であるため

令和元年中の月平均売上： $(20万円 + 30万円) \div 2か月 = 25万円$

売上減少率： $(25万円 - 15万円) \div 25万円 \times 100 = 40\%$

20%以上50%未満であるため該当

- ③ 令和2年1月から3月までに開業した事業者

令和2年5月以降で売上への影響が最も大きい月と、令和2年1月から令和2年3月までの月平均の売上を比較する。なお、月の途中で開業している場合【例2】は、「日平均売上×営業日」を月売上とみなします。

【例2】令和2年2月19日開業（営業日は月～金（祝日含む））

2月売上：16万円、3月売上：30万円、4月売上：20万円

2月の日平均売上： $16万円 \div 8日（実営業日数） = 2万円/日$

2月の売上： $2万円/日 \times 20日（2月の営業日数） = 40万円$

月平均売上： $40万円（2月分） + 30万円（3月分） \div 2か月 = 35万円$

売上減少率： $(35万円 - 20万円) \div 35万円 \times 100 \div 43\%$

20%以上50%未満であるため該当

■支給額の算定方法

- ① 支給額は申請日の直前1か月以内に支払った金額を算定の基礎としますが、令和2年4月1日以降に賃料の変更があった時は、令和2年3月31日時点で有効な賃貸借契約に記載されている1か月分と比較してどちらか低い方の金額を算定の基礎とします。
- ② 地代・家賃として税務申告しているなど、事業者自ら事業のために使用収益している土地・建物の賃料が対象となります。なお、住居兼事業所については、事業用の地代・家賃として税務申告しているなど、自らの事業に用する部分のみ支給の対象となります。
- ③ 直前の支払いで家賃の減免や猶予を受けている場合は、元の水準の賃料に戻った時に元の水準で賃金を支払い、申請を行えば、元の賃料の水準を対象として給付金を受け取ることができます。

申請方法について

■必要書類

- ① 申請書兼請求書（様式1）
 - ② 誓約書（様式2）
 - ③ 振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し
 - ④ 登記事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し（法人のみ）
 - ⑤ 本人確認書類の写し（個人事業者のみ）
 - ⑥ 令和2年3月31日及び申請日時点で有効な賃貸借契約書の写し
 - ⑦ 確定申告書の写しと下記書類
 - ⑦-1 地代家賃等の申告をしている場合
 - ・法人事業概況説明書、青色申告決算書、収支内訳書の写しなど経費が確認できるもの
 - ⑦-2 地代家賃等の申告をしていない場合
 - ・賃貸借契約書の所在地にて事業を行っていることがわかる資料（営業許可証、開業届、HP、チラシ、広告の写し、外観内景の写真など）
 - ⑧ 直近3か月間の賃料の支払い実績がわかるもの
 - ・銀行取引明細書、領収書など
 - ⑨ 売上への影響が最も大きい月及び前年同月の売上がわかる書類
 - ・令和元年、2年の売上帳、計算表など
- ※ 比較対象月以外の売り上げがわかる書類の提出は不要です。

■必要書類が用意できない場合

①	直近3か月間の賃料の支払い実績がわからない場合	様式3
②	賃貸借契約書の貸主の名義と現在の貸主の名義が異なる場合	様式4-1
③	申請者が賃貸借契約書の借主の名義と異なる場合	様式4-2
④	令和2年3月31日時点と申請日時点において、契約が有効であるのに、契約書を見ても有効であるかがわからない場合	様式4-3
⑤	契約書が存在しない場合	様式4-4
⑥	申請日の3か月前までの期間に、貸主から賃料の免除を受けている場合	様式5

■申請受付期間

令和2年7月27日(月)～令和3年2月15日(月) ※消印有効

※必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない方のため、
受付期限を1月15日(金)から延長しました。

■申請受付方法

郵送または窓口

※感染拡大防止のため「郵送による提出」を推奨しています。

申請受付・送付先

〒061-1192(住所不要) 北広島市役所 4階 経済部 商工業振興課

※窓口で申請される場合は、混雑状況によってお待ちいただく場合がありますのでご容赦ください。(来庁される方はマスク着用等の対策をお願いします。)

※郵送申請の場合は、提出書類に漏れないよう送付前に必ず確認してください。

※封筒には差出人の住所氏名を必ずご記入ください。

お問い合わせ

北広島市 経済部 商工業振興課

電話番号 011-372-3311(内線 4613) ※平日 8:45～17:15